

小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領

令和5年10月16日 ゼ第741号 制定

令和6年4月22日 ゼ第12号 改正

地産地消再エネ事業者登録事務要領

(目的)

第1条 この要領は、小田原市気候変動対策推進計画（令和4年10月小田原市）で掲げた再生可能エネルギーの導入目標を達成するため、同計画で掲げた取組方針に従い、脱炭素先行地域計画（本市及び東京電力パワーグッド株式会社小田原支社が共同提案し、令和4年11月1日に選定された脱炭素先行地域計画をいう。）に基づき地域需給バランス・取引システムを構築・運用する東京電力ホールディングス株式会社（以下「エリアエネルギーマネジメント事業者」という。）に対し、余剰電力を売電することによって再生可能エネルギーの地産地消の促進を行う事業者を、「地産地消再エネ事業者」とし、その登録及び運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(実施内容等)

第2条 地産地消再エネ事業者は、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 市内における太陽光発電設備の導入を積極的に促進すること。
- (2) 市内に太陽光発電設備の導入を検討する者への導入支援（問い合わせ対応、本登録制度の説明、依頼に応じた太陽光発電の設置に係る現地調査、見積書の作成及びアグリゲーションを行うための設定支援）を行うこと。
- (3) 自ら市内に太陽光発電設備を導入すること。
- (4) 太陽光発電設備の導入支援を行った後、アグリゲーションサービス契約（太陽光発電設備で発電した電力のうち、設備を設置した敷地内の需要家で消費しない電力（第6号において「余剰電力」という。）の売買及び発電量と売電量のデータ取得に関する契約をいう。）を締結すること。
- (5) 太陽光発電設備の系統連系申請や電力会社への申請の状況及び申請に必要な情報を把握すること。
- (6) アグリゲーションサービス契約に基づく複数の太陽光発電設備の余剰電力を集約し、小田原市と連携するエリアエネルギーマネジメント事業者に対し、別紙により売電すること。また、このシステムを通じ、エネルギーの地産地消に協力すること。

(7) 再エネ大量導入下において能動的に地産地消に取り組むことが電力系統に与える正の影響を東京電力パワーグリッド株式会社が評価するため、同社に対する発電データの提供に協力すること。

(8) プロジェクト管理支援事業者（小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託を受託した者をいう。以下同じ。）によるヒアリング及びアンケート等に協力すること。

（登録要件）

第3条 地産地消再エネ事業者の登録要件を次のとおり定める。

(1) 体制内に次の国家資格を有する専門家を1名以上含むこと。

ア 一級建築士

イ 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）

(2) 3年間（登録した日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日まで）は、年間5件以上の前条第1項第1号の事業を実施する体制を有すること。

(3) 前条の事業を実施する部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。（JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい。）

(4) 過去5年間において、次の事業のいずれかを行った経験が5件以上あること。ただし、太陽光発電設備の規模が10kW以上のものに限り、選定、契約又は受注段階のものを含む。

ア 企業又は自治体に対する太陽光発電によるPPA事業

イ 企業又は自治体に対する太陽光発電設備のリース事業

ウ 企業又は自治体が所有する施設又は土地等における、太陽光発電設備の設置及び維持管理事業

(5) その他前条に定める事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

（申請方法）

第4条 地産地消再エネ事業者へ登録しようとする者は、小田原市地産地消再エネ事業者登録申請書（様式第1号）により、ゼロカーボン推進課長に申請しなければならない。

2 ゼロカーボン推進課長は、前項の規定による登録の申請があった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、申請者を地産地消再エネ事業者に登録す

るとともに、その旨当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 地産地消再エネ事業者は、登録内容に変更が生じたときは、ゼロカーボン推進課長に速やかに報告しなければならない。

(登録の解除)

第6条 ゼロカーボン推進課長は、地産地消再エネ事業者が次に該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 第3条に定める登録要件を満たしていないことが確認されたとき。
- (2) 登録解除の申し出があったとき。
- (3) 地産地消再エネ事業者として不適當であるとゼロカーボン推進課長が認めるとき。

(登録期間)

第7条 地産地消再エネ事業者の登録期間は、登録の時期にかかわらず令和17年（2035年）3月末までとする。

(支援)

第8条 地産地消再エネ事業者は、第2条に定める事業の実施に必要な費用について、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けることができる。

- 2 市は、地産地消再エネ事業者の登録内容のうち公表を承諾された情報について周知を行う。
- 3 地産地消再エネ事業者は、小田原市太陽光発電ポテンシャルマップを利用することができる。

(ロゴマークの使用)

第9条 ゼロカーボン推進課長は、地産地消再エネ事業者に対し、別記に定める小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用させることができる。

- 2 ロゴマークは、登録内容に基づき、地産地消再エネ事業者の事業内容を周知する目的にのみ使用することができる。
- 3 地産地消再エネ事業者は、ロゴマークの使用に当たっては、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドライン（2022年11月1日環境省）を遵守しなければならない。

4 ゼロカーボン推進課長は、この要領の施行に必要な限度において、地産地消再エネ事業者に対し、報告をさせることができる。

5 ゼロカーボン推進課長は、地産地消再エネ事業者が、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドラインに反した使用を行った場合は、使用を停止させることができる。

(守秘義務)

第10条 地産地消再エネ事業者は、この要項に基づく活動において知り得た秘密を、本事業の目的以外に利用し、または他に漏らしてはならない。地産地消再エネ事業者を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、地産地消再エネ事業者登録制度の運用に関し必要な事項は、ゼロカーボン推進課長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。

附 則 (令和6年4月22日 ぜ第12号)

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

申請日 令和 年 月 日

小田原市地産地消再エネ事業者登録申請書

事業者名
所在地
担当部署名
担当者名
メールアドレス
電話番号

小田原市地産地消再エネ事業者登録制度要領第 4 条第 1 項に基づき、以下の通り申請します。

1 太陽光発電設備の導入計画

年度	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
導入計画数						

2 体制内に含める専門家

番号	氏名	保有する国家資格名
1		
2		
3		

3 過去 5 年間の実績

番号	契約 年月日	契約種類 (※1)	状況 (※2)	発電規模 (kW)	契約相手方
1					
2					

3					
4					
5					

※1 契約種類は、P P A、リース、設置及び維持管理のいずれかを記載すること。

※2 状況は、選定、契約、受注、完了のいずれかを記載すること。

4. 小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク使用媒体

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 体制内に含める専門家の国家資格を証する書類
- (2) 申請者が、過去5年間において第3条第1項第4号に掲げる事業を行ったことを証する書類

(別記)

小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク



脱炭素先行地域

神奈川県小田原市

(別紙)

エリアエネルギーマネジメント事業者への売電要件

- (1) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ア 小田原市地産地消再エネ事業者であること。
 - イ 一施設の太陽光発電設備が250kW以上であること。(既設及び計画を含み、他へ売電するものを除く。)
- (2) 事業用太陽光発電設備にあつては20年間の長期契約を締結すること。ただし、小田原市地産地消再エネ事業者が小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱(令和5年要綱第96号)別表1(2)を活用し、PPAにより導入する太陽光発電設備及び住宅用太陽光発電設備にあつては10年間の長期契約を締結すること。
- (3) エリアエネルギーマネジメント事業者が構成する発電バランシンググループに加入すること。
- (4) 次に掲げる要件の全てを満たし、発電量及び売電量を計測及び送信すること。ただし、イについて小田原市地産地消再エネ事業者において実施ができない場合、エリアエネルギーマネジメント事業者に対し利用料を支払うことで、同様のサービスの提供を受けることができる。
 - ア 1～5分間隔で発電量及び売電量を計測すること。
 - イ 自らが運用するデータサーバについてエリアエネルギーマネジメント事業者が構築するシステムとAPI連携を行うこと。
- (5) 前項イの協議を行うため、エリアエネルギーマネジメント事業者と秘密保持契約を締結すること。
- (6) 業務用蓄電池を併設する場合、別途協議すること。